

美里町公式 SNS 運用方針

1 概要

美里町は、町内外に向けて行政情報や地域の魅力を広く発信する手段として、民間企業が提供する SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用する。

本方針は、SNS による情報発信を適正かつ円滑に行うための基本事項を定めるものとする。

2 目的

行政情報や地域の魅力を多くの人に届けるため、SNS の運用に関する統一的な方針を定めることにより、SNS による効果的かつ効率的な情報発信につなげることを目的とする。

3 適用範囲

この運用方針は、業務として美里町の公式 SNS を使用する正規職員（定年前・暫定再任用職員、任期付職員を含む。）、会計年度任用職員など、本町すべての一般職の職員に適用する。

4 運用

（1）全庁総括管理者

各アカウントの適正かつ円滑な運用を図るため、全庁総括管理者を置き、総務課長をもって充て、全庁的な SNS 運用を統括及び管理する。

（2）総括管理者

各アカウントが発信する情報及び内容を精査し、運用するため、総括管理者を置き、各アカウント管理課の課長等をもって充て、SNS の適正な管理及び監督を行う。

（3）運用管理者

各アカウントの運用に関し、総括管理者の業務を補助するため、運用管理者を置き、各アカウント管理課の課長補佐等をもって充て、SNS の適正な管理及び監督の補助を行う。

（4）運用者（発信者）

各アカウント管理課の職員とし、情報発信内容の投稿、更新等を行う。

（5）運用時間

原則として、平日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、総括管理者が情報の特性や即時性を考慮し必要と認める場合は、この限りでない。

（6）運用媒体

町が運用する SNS は次のとおりとする。

ア LINE

- イ X (旧 Twitter)
- ウ YouTube
- エ Instagram
- オ Facebook
- カ その他全庁総括管理者が必要と認める SNS

(7) 公式アカウントの公表

なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、町が運用する公式 SNS アカウントについては、町公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(8) 運用開始等の届出

ア アカウントを開設し、運用しようとするときは、運用を開始する前にその内容を SNS 運用開始届出書（様式第 1 号）により全庁総括管理者に届け出るものとする。

イ 総括管理者は、アカウントの運用を変更するときは、あらかじめその内容を SNS 運用変更届出書（様式第 2 号）により全庁総括管理者に届け出るものとする。

ウ 総括管理者は、アカウントの運用を停止又は終了するときは、あらかじめその内容を SNS 運用終了等届出書（様式第 3 号）により全庁総括管理者に届け出るものとする。

エ 総括管理者は、ウの規定により停止したアカウントの運用を再開しようとするときは、その内容を SNS 運用開始届出書（様式第 1 号）により全庁総括管理者に届け出るものとする。

(9) 発信内容の確認

発信内容は、原則として複数の職員による確認を経て投稿するものとする。ただし、緊急を要する場合又はあらかじめ総括管理者が必要と認めた情報について発信する場合は、この限りではない。

(10) 生成 AI の利用

情報発信に当たり生成 AI を活用する場合は、内容の正確性、適法性、著作権等に十分配慮し、職員が内容を確認した上で投稿するものとする。

(11) セキュリティ対策

アカウント及びパスワードは適切に管理し、不正アクセス防止のため多要素認証その他の必要なセキュリティ対策を講じるものとする。

5 情報発信内容

町が公式 SNS を通じて発信する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の施策、事業及びサービスに関する情報
- (2) イベント、講座及び募集に関する情報
- (3) 観光、歴史、文化、特産品その他町の魅力に関する情報
- (4) 防災、防犯、気象及び災害等の緊急情報

- (5) 国、県その他関係機関が発信する情報で町民への周知が必要な情報
- (6) その他総括管理者が必要と認める情報

6 禁止事項

以下に該当する内容を含む情報は、美里町公式 SNS で発信してはならない。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 犯罪行為を助長するもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長するもの
- (6) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等のプライバシーを侵害するもの
- (8) 団体個人等の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- (9) 虚偽又は著しく事実と異なるもの又は単なる風評や風評を助長させるもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含むもの
- (12) 各種 SNS の利用規約等に反するもの
- (13) その他総括管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

7 意見、提案、質問への対応

- (1) 利用者からの意見、提案、質問及びコメントに対しては、原則として返信を行わないものとする。
- (2) 災害時その他総括管理者が特に必要と認める場合は、個別に対応することができる。
- (3) 投稿内容に関する問合せは、アカウント管理課から各担当課へ案内する。

8 利用者の書き込みの削除等

利用者から投稿されたコメントが上記 6 の禁止事項又は以下に該当すると全庁総括管理者又は総括管理者が判断した場合は、コメントの投稿者に、予告なく削除その他必要とする措置をとることができる。

- (1) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利等を目的とするもの
- (2) 他のユーザーになりすますもの
- (3) 既に投稿された内容（同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメントを含む）をみだりに繰り返すもの
- (4) 本町以外のものが本町の発信する内容の一部又は全部を改変するもの

9 著作権

公式 SNS で発信された情報（文章、写真、動画等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、町又は正当な権利を有する者に帰属し、「私的使用のための複製」、「引用」等著作権法上認められた行為、公式 SNS 上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製又は転載することはできない。

10 個人情報

運用に当たり取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づき適切に取り扱う。

1.1 職員の遵守事項

SNS の運用に携わる職員は、地方公務員法、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守し、町民の信頼を損なうことのないよう適切な運用に努めるものとする。

1.2 免責事項

- （１） 公式 SNS の掲載情報の正確性には万全を期すが、町は利用者が公式 SNS の情報を用いて行う行為についていかなる場合も一切の責任を負わないものとする。
- （２） 町は、利用者間又は利用者と第三者とのトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとする。
- （３） 町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用の中止をすることができる。
- （４） 町は、予告なく公式 SNS の各アカウントの運用を終了することができる。

1.3 その他必要事項

この方針に定めるもののほか公式 SNS の運用に関し必要な事項は、各アカウント管理課等で作成するものとする。

1.4 適用

（１） 適用期日

本方針は、令和 8 年 9 月 11 日から適用する。

（２） 既に開設されたアカウントへの適用

この方針の適用前に既に開設されたアカウントについては、この方針により開設されたアカウントとみなす。